資料２

「いわての食応援プロジェクト」参加飲食店ＳＮＳ投稿キャンペーン事業に係る企画運営業務仕様書

１　事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で低迷している飲食店の利用拡大のため、Go To Eat キャンペーン「いわての食応援プロジェクト 2022」に参加する管内の飲食店を対象に、ＳＮＳによる投稿キャンペーンを行い、飲食店の利用を促進しながら、売上回復につなげることを目的とする。

２　委託件名

「いわての食応援プロジェクト」参加飲食店ＳＮＳ投稿キャンペーン事業に係る企画運営業務

３　委託期間

契約日～令和５年３月 24 日（金）

４　委託事業内容

（１）　飲食店を対象としたＳＮＳ投稿キャンペーンについて

Go To Eat キャンペーン「いわての食応援プロジェクト 2022」に参加する管内の飲食店を対象に、利用客がハッシュタグを付けて、酒や料理等の画像をＳＮＳに投稿し、抽選で管内市町の特産品等をプレゼントする。

利用客のＳＮＳへの投稿により情報を拡散させ、飲食店の周知と利用を促しながら、酒類やグルメ等の消費拡大と売上回復につなげる。

（２）　本キャンペーン実施期間

令和４年９月から令和４年 12 月までの約４か月間

（３）　本キャンペーンの名称

事業目的を踏まえ、ＳＮＳを利用する多くの県民や観光客等が、楽しく、気軽に本キャンペーンに参加できるような、訴求力のあるキャンペーン名称を提案すること。

（４）　想定対象飲食店舗数

○　想定される飲食店舗数は盛岡広域振興局管内の最大 1,000 店舗程度とする。

○　対象は、「いわての食応援プロジェクト参加店」のうち、盛岡広域振興局管内の飲食店とする。

○　「いわての食応援プロジェクト」参加飲食店の情報は、盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）から受託者に情報提供し、本キャンペーン開始後の新規参加店の情報についても定期的に情報提供する。

○　「いわての食応援プロジェクト参加飲食店」に、本キャンペーンへの参加意向など確認すること。

（５）　当選者の選定、当選者景品の購入等

○　応募者の中から当選者を公正な方法で選定し、発送等に必要な情報（氏名、住所、年代、感想等）についてダイレクトメール等を利用し、取りまとめること。

○　当選は５種類に区分し、次の賞を設けること。ただし、この他に受託者の提案により賞を追加することも可能。

①　盛岡広域振興局管内の８市町ごとの本キャンペーン対象飲食店での投稿者に対する「市町賞（盛岡市賞、八幡平市賞、滝沢市賞、雫石町賞、葛巻町賞、岩手町賞、紫波町賞及び矢巾町賞）」

②　本キャンペーン対象飲食店での県産酒を投稿した投稿者に対する「県産酒賞」

③　投稿数が一番多かった投稿者に対する「最多投稿賞」（同一店舗での投稿は１日１回とする。）

④　最も多く「いいね」を獲得した画像の投稿者に対する「最多いいね賞」

⑤　全投稿者を対象とした「とふっち賞」

○　「市町賞」及び「県産酒賞」の抽選・景品プレゼントはキャンペーン開始から１ヶ月間に１回、計４回行うほか、「最多投稿賞」、「最多いいね賞」、「とふっち賞」は全期間の投稿を対象とすること。

○　「市町賞」の景品は、実行委員会から受託者に示す商品リストから購入すること。

○　「市町賞」、「最多投稿賞」及び「最多いいね賞」の景品総額は合計 50 万円（税込）相当（送料含まず）とすること。

○　「県産酒賞」の景品は、実行委員会から受託者に酒類の現物を送付する。

○　「とふっち賞」の景品は、実行委員会から受託者にノベルティグッズの現物を送付する。

○　当選者数について、「市町賞」は各市町１名以上を毎月１回、「県産酒賞」は全投稿者の中から１名を毎月１回、「最多投稿賞」及び「最多いいね賞」は、全期間で各１名以上、「とふっち賞」は、全期間で 200 名になるように調整し、景品の購入、当選者の抽選及び当選者への景品の発送を行うこと。

（６）　投稿ツール及び方法

○　投稿ツールの種類については、ツイッター及びインスタグラムとすること。

○　キャンペーン参加者は、酒や料理の感想の他、キャンペーン名、店舗名、店舗の所在市町名（「県産酒賞」に応募する場合は、酒の銘柄）それぞれにハッシュタグを付け投稿するものであること。

（７）　特設ホームページ・管理用アカウントの作成・管理

○　本キャンペーンを周知する特設ホームページを作成し、管理すること。

○　ホームページに掲載する内容は、本キャンペーン概要、本キャンペーン対象店紹介（新規参加店が追加されるごとに更新すること。）、景品紹介、本キャンペーン公式ＳＮＳアカウントの周知等とすること。

○　本キャンペーンの管理用アカウント（ツイッター・インスタグラムの２種類）を作成し、本キャンペーンへの投稿を集約・拡散すること。

（８）　ポスター及びチラシの作成・配布

○　それぞれ仕様（サイズ、色数及び紙質）を提案の上デザインし、ポスターは 2,000 枚以上、チラシは 20,000 枚以上作成すること。

○　それぞれ下記の特設ホームページに遷移できるようＱＲコードを付すこと。

○　それぞれ本キャンペーン参加店舗及び県内関連施設に配布すること（1,100 箇所を想定）。

（９）　ＳＮＳ広告を活用した広報

○　ツイッター、インスタグラムで配信できる広告機能を活用すること（ツイッター広告及びストーリーズ広告など）。また、活用するにあたっては、ターゲティングを提案すること。

(10)　マスメディアを通じた効果的な広報

○　テレビ、ラジオ、雑誌及び新聞等の各種マスメディアを活用し、効果的な周知を行うこと（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等：製作費込）。

(11)　アンケートの実施及び集計・分析

○　本キャンペーン参加店舗へアンケートを実施し、集計・分析を行うこと（本キャンペーンの効果、感想等）。

○　景品当選者に対しアンケートを実施し、集計・分析を行うこと（本キャンペーンの参加動機、感想等）。

○　アンケートの実施にあたっては、アンケート回収率を上げるための工夫を行うこと。

(12)　投稿者に盛岡広域振興局管内市町の周遊を促す仕組みの考案及び実施

○　投稿者が盛岡広域振興局管内の複数市町の飲食店を利用するような仕組みを考案し、実施すること。

(13)　自由提案

○　上記業務に加え、本キャンペーンの目的に合致した効果的な企画があれば、提案すること。なお、実施に要する経費は、必須業務に要する経費と合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

(14)　キャンペーンの停止・再開

○　新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、キャンペーンを停止及び再開することがある。なお、キャンペーン停止期間における投稿は無効とする。

【キャンペーンの停止】

「いわて食の応援プロジェクト 2022」が停止となった時点でキャンペーンを停止し、以下の対応を行うこと。

・　特設ホームページでのキャンペーン停止の告知
・　各参加店舗へのキャンペーン停止の連絡
・　テレビ及びラジオ等のマスメディアにおけるＣＭを実施している場合、その中断

【キャンペーンの再開】

「いわて食の応援プロジェクト 2022」の食事券販売の再開に合わせて再開し、以下の対応を行うこと。

・　特設ホームページでのキャンペーン再開の告知
・　各参加店舗へのキャンペーン再開の連絡
・　テレビ及びラジオ等のマスメディアにおけるＣＭを中断している場合、その再開

(15)　その他業務を遂行するために必要な事項

○　本キャンペーンの実施に当たり、参加店及び投稿者に対し、新型コロナウイルス感染防

止対策について周知する方法を提案すること。

○　「北東北大型観光キャンペーン」（令和４年７月～９月）など、当ＳＮＳ投稿キャンペーン期間中に盛岡広域振興局が関与する他のキャンペーンやイベント等との相乗効果が図られるよう留意すること。

５　委託料の上限額

5,000 千円（税込）

６　留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

７　事業実績報告

この事業が終了した後、令和５年３月 24 日（金）までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

８　契約に関する条件等

（１）　再委託の制限等

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して書面で報告しなければならないこと。

（２）　業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　実行委員会は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ　実行委員会は、（１）イにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ　受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、実行委員会に対して書面により通知しなければならないこと。

（３）　権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転すること。

（４）　機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後も同様であること。

（５）　個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第７号）を遵守しなければならないこと。

９　その他

（１）　本事業の執行に当たっては、随時、実行委員会と協議を行うこと。

　特に、本事業の実施における新型コロナウイルス感染症の適切な感染症対策及び安全な実施に向けた注意喚起については実行委員会と協力して対策を講じること。

（２）　この仕様書に記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。

（３）　見積りに当たっては、別添設計書を参照のこと。

（４）　４（14）のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、感染拡大防止のための措置を講じる必要がある場合には、本業務を変更（延期を含む）又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。